

藤田保健衛生大学医学部父母の会会則

(名 称)

第1条 本会は、藤田保健衛生大学医学部父母の会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98 藤田保健衛生大学医学部事務部内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、本学医学部に在籍する学生の父母が、本学の教育理想の実現に協力して学生の生活指導、福利厚生、会員相互の親睦を強化するとともに、本学医学部の教育研究の充実を援助することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本学医学部の教育研究及び施設の拡充の協力
- (2) 本学と会員との懇談会の開催及び機関誌の発行
- (3) 学生の学習、課外活動等の生活全般についての援助
- (4) 会員、教職員及び学生間相互の親睦
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会は、本学医学部に在籍する学生の父母（父母のいない場合は、その学生の親権者等保護者とし、以下同じ）を会員とし、これをもって組織する。

(役員構成)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 顧 問 学 長
- (2) 会 長 1 名
- (3) 副 会 長 2乃至3名
- (4) 常任委員 1 名
- (5) 運営委員 24名以内
- (6) 監査委員 若干名

(役員を選任)

第7条 会長及び副会長は、運営委員の互選により選任する。

2. 常任委員は、医学部事務部長とする。
3. 運営委員の選任については、第8条に規定する。
4. 監査委員は、会員及び教職員の中より会長が委嘱して選任する。

(運営委員)

第8条 本会を円滑に運営するために、運営委員を置く。なお、運営委員の構成は、次のとおりとし、委員の選出は、会員の推挙による。

- (1) 父母の会委員 12名以内
 - (2) 教職員委員 12名以内
2. 第8条第1号の父母の会委員は、一人の学生の父母から同時に1名を超えて選出されない。なお、複数名の学生が在学する場合も同様とする。

(役員任期)

第9条 役員（顧問及び常任委員を除く）の任期は1年間とする。ただし、役員は再任することができる。

2. 役員補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員業務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐すると共に、会長に事故あるときはその職務を代理する。なお、会長が欠けたときは、運営委員会は直ちに会長を選任しなければならない。
3. 顧問は、会長の諮問に応じ、かつ総会、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
4. 常任委員は、本会の常務に当たる。
5. 運営委員は、運営委員会に出席し、会務の審議に当たる。
6. 監査委員は、本会の会計の監査に当たる。

(総会)

第11条 本会は、次に掲げる事項を審議し、決定するため、総会を置く。

- (1) 事業計画、予算及び決算
 - (2) 会則の改正
 - (3) 運営委員の解任
 - (4) その他運営委員会が総会の審議を必要と認めた事項
2. 会長は、毎会計年度終了後速やかに総会を招集し、議長となる。

3. 会長は、総会の 30 日前までに会議の日時、場所、会議の目的たる事項を書面により役員及び会員に通知しなければならない。但し、緊急を要すると会長が認めるときはこの限りではない。
4. 総会は、議決権を有する会員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって議決する。ただし、第 1 項第 3 号については、3 分の 2 をもって議決するものとする。
5. 会長は、総会において次に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 役員の就任及び退任
 - (2) 事業の状況
 - (3) 決算及び予算の概要
6. 監査委員は、監査の結果を報告しなければならない。

(総会の議決権)

第 12 条 会員は、一人の学生あたり一つの議決権を有する。

2. 一人の学生の会員たる父母は、いずれか 1 名が総会で議決権を行使することができ、かつ按分して行使することができないものとする。なお、議決権の行使は適法に行われたものとみなす。
3. 会員は、書面により議決権を行使し、又は他の会員に議決権の行使を委任することができる。
4. 会員が書面により議決権を行使した場合において、議案に対し賛否が不明のときは、議案に賛成したものとみなす。
5. 会員が出席して議決権を行使し、かつ書面により議決権を行使し、又は他の会員に議決権の行使を委任した場合の効力の優先順位は、出席による議決権の行使、書面による議決権の行使、他の会員に議決権の行使を委任の順とする。

(運営委員会)

第 13 条 本会は、次に掲げる事項を審議し、決定するため、運営委員会を置く。

- (1) 総会に上程する事業計画、予算及び決算
 - (2) 総会への付議事項
 - (3) その他前各号に関する事項
2. 会長は、運営委員会を招集し、議長となる。
 3. 会長は、運営委員会の 14 日前までに会議の日時、場所、会議の目的たる事項を書面により役員に通知しなければならない。但し、緊急を要すると会長が認めるときはこの限りではない。
 4. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立し、その過半数をもって議決する。

5. 会長は、運営委員会において次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 役員の就任及び退任
- (2) 事業の状況
- (3) 決算の状況

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 会員は、年度初めに会費を納入するものとする。なお、会費のうち入会金は初年度のみとする。

2. 会費は、年会費及び入会金からなり、本学医学部に在籍する学生1名につき年会費80,000円、入会金60,000円とする。
3. 会費の徴収は、学校法人藤田学園に代理受領を委託して行う。
4. 会費は、確実な銀行に預金して管理するものとする。

(監査)

第17条 決算は、監査委員の監査を経るものとする。

2. 監査委員は、監査の結果、不正が認められた場合には、その報告のため、総会を招集することを会長に請求することができる。

(会則の改廃)

第18条 本会則の改正は、総会の議決により行う。

(附 則)

1. 本会則は、昭和47年4月28日から施行する。ただし、昭和47年度に限り会計年度は、4月28日から翌年3月31日までとする。
2. 平成23年4月1日一部改正
3. 平成24年7月14日一部改正
4. 平成25年7月20日一部改正